

○内閣府
厚生労働省 令第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の二第三項及び第五十一条の三十一第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出) 第三十四条の二十八 (略)</p> <p>2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。)から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。</p> <p>一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護 第三十四条の七第一項第二号に掲げる事項</p> <p>二 療養介護 第三十四条の八第一項第二号に掲げる事項</p> <p>三 生活介護 第三十四条の九第一項第二号に掲げる事項</p> <p>四 短期入所 第三十四条の十一第一項第二号に掲げる事項</p> <p>五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第二号に掲げる事項</p> <p>六 自立訓練(機能訓練) 第三十四条の十四第一項第二号に掲げる事項</p> <p>七 自立訓練(生活訓練) 第三十四条の十五第一項第二号に掲げる事項</p> <p>八 就労移行支援 第三十四条の十六第一項第二号に掲げる事項</p>	<p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出) 第三十四条の二十八 (略)</p> <p>2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。</p>

<p>九 就労継続支援 A 型 第三十四条の十七第一項第二号に掲げる事項</p> <p>十 就労継続支援 B 型 第三十四条の十八第一項第二号に掲げる事項</p> <p>十一 就労定着支援 第三十四条の十八の二第一項第二号に掲げる事項</p> <p>十二 自立生活援助 第三十四条の十八の三第一項第二号に掲げる事項</p> <p>十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長が、当該指定相談支援事業者から第三十四条の五十八第一項又は第三十四条の六十第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。</p> <p>3 (略)</p>

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出) 第三十四条の二十八 (略)</p> <p>2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。)から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 就労選択支援 第三十四条の十五の二第一項第二号に掲げる事項</p> <p>九〇十四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出) 第三十四条の二十八 (略)</p> <p>2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。)から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八〇十三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。